

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和5年 3 月 23 日

定 例 会

令和5年第4回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和5年3月23日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会3月23日 午後 3時00分
 閉会3月23日 午後 5時38分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	荒 木 明 子	委 員	渡 辺 律 子
委 員	山 口 文 平	委 員	東 宏 行

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	鈴 木 功	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副部長兼 学校管理課長	五十嵐 治
教育総務部 副参事兼 スポーツ振興 課 長	八木下 太	学校教育部 副参事兼 指導課長	小野寺 秀 明
生涯学習課長	木 村 和 明	学務課長兼 小中一貫校 整備室長	磯 山 貴 則
図書館長	茂 木 実	給食課長	中 野 聡
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 抜 麻衣子	教育センター 所 長	菊 池 邦 隆
大袋公民館長	綿 引 香 子	給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	益 本 雅 行

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	濱 田 尊 則
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事	教育長報告	
	・教育長専決第6号について	(秘密会)
	・教育長専決第7号について	(秘密会)
	・教育長専決第8号について	(秘密会)
	議 案	
	・第 5号議案 令和5年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第 6号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 7号議案 越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 8号議案 越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 9号議案 越谷市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則制定について	原案可決
	・第10号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第11号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について	原案可決
	・第12号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第13号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	原案可決 (秘密会)
・第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について	原案可決	
状 況	協議事項	
	・令和5年度教科用図書の採択事務について	
	その他	
	・令和5年3月定例市議会について	
	・越谷市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定及び越谷市人権施策実施計画の策定について	
	・今後の水泳授業の在り方の検討について	

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	・令和4年度越谷市立小中学校教職員人事評価の最終評価結果について	(秘密会)
	・令和4年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について	
	・小中一貫校整備に向けた取組と今後の予定について	
	・令和4年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について	
	・令和4年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について	
	・「都築家糶屋蔵」の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について	

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより3月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、1名の方から傍聴許可願が提出されておりますので、傍聴人の入室を許可します。

[傍聴人入室]

吉田教育長 はじめに、本日の議事の進行について、教育長専決第6号、第7号及び第8号、第10号議案及び第13号議案並びにその他報告4については、人事案件であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 3時00分)

◎第5号議案 令和5年度越谷市教育行政重点施策の決定について

吉田教育長 それでは、第5号議案「令和5年度越谷市教育行政重点施策の決定について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、第5号議案 令和5年度越谷市教育行政重点施策の決定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをご覧ください。

第5号議案 令和5年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

令和5年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

令和5年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第3期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、お手元の別冊の2、令和5年度越谷市教育行政重点施策についてご覧ください。令和5年度教育行政重点施策の作成につきましては、前回の2月定例会においてご協議いただいたところでございますが、その後、担当課所において再度確認、調整を行い、最終案を取りまとめました。一部で文言やレイアウトの整理を行いましたが、記載内容に関わる大きな修正はございません。

今後のスケジュールにつきましては、本会議にて議決をいただいた後に、印刷・製本をいたしまして、令和5年4月6日(木)開催予定の小中学校長会において、重点施策説明会を開催いたします。その後、4月中に市内の教育機関等へ配付し、周知を図ってまいります。

第5号議案についての説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 ご説明ありがとうございました。

前回も話し合った内容ですので、大きな差もなしですが、変更もなく進めていただいたなと思ひました。全体にすっきりしていて分かりやすくなったのではないかなと思ひます。また、校長会等を通して効果的に活用していただいて周知していただければなと思ひました。それから、写真も適切に入れていただいたのではないかなと思ひました。

以上です。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 先ほど少し説明があったと思うのですけれども、もう一度確認したいのですが、この教育行政重点施策については、市民の方は具体的にどこで見られるようになりますか。

吉田教育長 教育総務部長。

鈴木教育総務部長 ただいまの閲覧はどこでできるかということでございますが、教育委員会に来ていただいても閲覧できますし、あと市のホームページ等でもこれを掲載いたしますので、そちらで確認をしていただくことも可能でございます。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員 これ冊子として見ることは、こちらに来ないとできないということですね。

吉田教育長 教育総務部長。

鈴木教育総務部長 冊子、製本したものでございますね。

渡辺委員 はい。

鈴木教育総務部長 そちらにつきましては、教育委員会、さらには情報公開センター、あとは図書館、図書室に何冊か配架しますので、そちらでも閲覧が可能となります。

以上でございます。

渡辺委員 分かりました。ありがとうございました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

追加、教育総務部長。

鈴木教育総務部長 今の質問に追加で申し上げたいのですが、市内に13地区センター公民館があるので、そちらにも配架いたしますので、そちらで閲覧することも可能でございます。

以上でございます。

吉田教育長 他にございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 それでは、これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第6号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則制定について

第9号議案 越谷市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則制定について

吉田教育長 続きまして、第6号議案及び第9号議案につきましては、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、教育委員会規則の改正及び制定に係る関連した案件でございますので、一括して教育総務課長から説明した後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、まず第6号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをお開きください。

第6号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、主な改正の内容でございますが、横書きのものになっている資料を添付してございます、資料新旧対照表の1ページをご覧くださいと存じます。

これまで個人情報の保護につきましては、地方公共団体でそれぞれ条例を設けて運用をしてまいりましたが、今般、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴いまして、法に基づく制度に一元化されることとなりました。

このため、本市で所管する関係条例につきましては、令和4年12月定例市議会において、改正等の手続が行われたところでございます。

本規程第3条第1号及び第2号では、公文書の公開等に関する審査請求がされた場合に、越谷市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することについて、教育長の専決事項として定めており

ます。

今回の個人情報保護制度の見直しによる運用上の手続の変更はございませんが、法体系の変更に伴い、条文の整備を行うものでございます。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、第9号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをお開きください。

第9号議案 越谷市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則制定について。

越谷市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律及び越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し、必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の29ページをご覧ください。第6号議案でも説明いたしましたが、個人情報の保護につきましては、法に基づく制度に一元化され、令和4年12月定例会市議会において、現行の「越谷市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する手続が行われました。

これに伴いまして、条例の施行規則についても見直しが行われ、現行の「越谷市個人情報保護条例施行規則」が廃止され、新たに「越谷市個人情報の保護に関する法律施行細則」が公布されたところでございます。

教育委員会といたしましては、個人情報の保護について、引き続き越谷市と整合性を持った取扱いを行う必要があると考えていることから、現行と同様に「越谷市個人情報の保護に関する法律施行細則」の例によるものとして本規則を新たに制定し、附則において現行の施行規則を廃止するものでございます。

なお、本規則は、令和5年4月1日から施行してまいります。

第6号議案、第9号議案についての説明は以上でございます。それぞれご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

初めに、第6号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則制定について、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第9号議案 越谷市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則制定について、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ないようですので、これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第7号議案 越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第7号議案「越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、第7号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをご覧ください。

第7号議案 越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正の内容ですが、資料、新旧対照表の2ページをご覧ください。今回、地方公務員法の一部改正に伴い、第2条の定義で引用している条文を改めるものでございます。

なお、地方公務員法第22条の4第1項には、定年引上げに伴い、60歳に達した日以後に定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務職員の任用についてが規定されております。

また、この規則は、令和5年4月1日から施行いたします。

第7号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。特にございませんか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ないようですので、これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第8号議案 越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第8号議案「越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について」、教育センター所長から説明いたします。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 それでは、第8号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きください。

第8号議案 越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育センター規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、安定的な教育相談体制を確保するため、所要の改正を行う必要がありますので、提案するものでございます。

次に、改正の内容ですが、資料、新旧対照表の3ページをご覧ください。これまで市内各小中学校に配備している学校相談員は、有償ボランティアとしてご協力いただいておりますが、令和5年度からは安定的な相談体制を確保するため、会計年度任用職員の任用へ移行することとなりました。

このことに伴い、本規則第7条に規定しております非常勤職員に学校相談員を規定する必要性が生じたことから、第6号に追加するものでございます。

また、この規則は、令和5年4月1日から施行いたします。

第8号議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 学校相談員の方が有償ボランティアから非常勤職員となることによって、安心して働いていただける環境が整えばいいと思っておりますが、具体的に有償ボランティアと非常勤職員との待遇の違いというか、説明できる範囲でお願いいたします。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 ご説明いたします。

まず、給与面で若干時給が上がります。今まで支給のなかった交通費も支給されます。さらに年次休暇や特別休暇も付与されます。

なお、今まで8月は勤務をしていなかったのですが、逆に8月は会計年度任用職員として勤務することになります。つきましては、各学校には8月中に、例えば子どもの教育相談を行うですとか、あるいは必要に応じて保護者や子どもと担任との面談に学校相談員を同席させるですとか、そういうこともお願いし、より充実した環境に努めていきたいと思っております。

以上です。

吉田教育長 改めて採用し直すということですか。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 学校の教育相談員につきましては、毎年、面談を行って採用を決めているところでございます。会計年度任用職員に移行するというのでホームページにアップしましたところ、例年の3倍ぐらいの申込みがあり、非常にうれしく思っております。学校相談員で採用できなくても、例えば教育センターの相談のほうでもやってみたいですとか、非常にありがたいと思っていますところでございます。先月、面談は全部終えたところです。

以上です。

吉田教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

〔「追加で」と答える者あり〕

吉田教育長 東委員。

東委員 今、学校相談員のところは重点施策のほうでも上げられていたので、重要な職だなど思います。それで、これは会計年度任用職員というような形になった場合に、任期といいますか、一定の、5年だったかな、働いた場合に、こうしなければいけないとか、そういう詳細な何か決まりってありましたかというのがあって、少し任期が気になったのです。ある段階で、もう5年以上雇用できませんとなったら、せつかく熟練してきたところで終わってしまわないかなと思ったので、私もよく知らないのですが、この任期について知りたいのと、それからこれは基本的にはセンターにいるのではなくて、各学校に配置されるという人だと考えてよろしいでしょうか。それだけお願いします。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 学校相談員の任期につきましては、毎年1年ごとで終了でございまして、3月に再度募集をかけて、引き続きやっていただけるか、あるいは新たに募集をかけて手を挙げてください方を公平に面談、面接をし、その中で採用となります。

続きまして、仕事をする場所につきましては、学校相談員は、学校の教育相談室が勤務場所でございます。中学校につきましては、15校の教育相談室に、毎日、学校相談員が配置されている状況でございます。ただ、小学校につきましては、週に1日ということで、小学校を掛け持ちで勤務しているというところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

東委員 もう一点だけ。スクールカウンセラーってとても重要な仕事だと思うのですが、多分市で負担していないので、ここに上げられていないと思うのですが、その認識でよいか、要するに県費かなと思いますので、その認識でよろしいですかという質問と併せて、意見を言ってしまう。

やはり不登校の子どもがすごく増えている状況なので、今、週1日だけかって少しがっかりしたのですが、もっとここは予算をつぎ込んで、学校相談員や市でもスクールカウンセラーを雇うとか増やしていかないと、少し対応し切れないのではないかなということを率直に思っています。これは意見です。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 それでは、お答えいたします。

スクールカウンセラーが、越谷市教育センター規則の非常勤職員の中に入っていない理由でございますが、こちらにつきましては埼玉県各市町村立小中学校配置のスクールカウンセラー設置要綱に基づきまして、毎年、埼玉県に要望して配置していただいているところでございます。ちなみに、埼玉県には、国から補助金が何割か出ています。ありがたいことに越谷市から強く要望しているからというわけか分かりませんが、配置していただいているところでございます。

ちなみに、小学校の拠点校は年間7.5日、兼務校は年間5.5日、中学校の単独配置校は週1日で年間40日、2校配置の中学校は2週間に1日で20日間となっております。

今、ご心配いただいたように学校相談員も小学校週1日で、がっかりしたというお話もいただき、スクールカウンセラーも小学校は非常に少ないという点については市民の方もご心配される所だと思いますが、越谷市では平成27年度から中核市に移行しまして、スクールソーシャルワーカーを3名独自に配置していますので、非常に困った状況が生じたときには、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、関係機関と連携させながら派遣し、いろいろな悩み、子どもを取り巻く環境の改善に努めているところでございます。

なお、他市の状況を申し上げますと、同じ中核市である川越市もスクールカウンセラーの市独自の配置はしておりません。川口市に関しては、市立高校がありますので、そこに2名配置しています。それ以外、調べたのですが、草加、三郷、春日部、吉川、八潮等についても市独自の採用はしていないところでございます。

ただ、越谷市教育センターといたしましては、今、東委員さんからご指摘があった不登校の件ですとか、保護者や子どもの悩みに対して、より親切で充実した環境をこれからさらに整備したいと思っておりますので、まずは越谷市の非常勤職員である教育相談員ですとか、専任訪問相談員ですとか、スクールソーシャルワーカーの増員を含めて努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上です。

吉田教育長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ないようですので、これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第11号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について

吉田教育長 続きまして、第11号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

小野寺指導課長 それでは、第11号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の35ページをご覧ください。

第11号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について。

令和5年度越谷市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和5年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立越ヶ谷小学校ほか43校に学校運営協議会を設置するに当たり、越谷市学校運営協議会規則に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の37ページから51ページをご覧ください。越谷市学校運営協議会委員につきましては、越谷市学校運営協議会規則第7条第1項の規定により、原則として6人以内で組織するものとされております。

また、選出区分の1号委員は対象学校の所在する地域の住民、2号委員は対象学校に在籍する児童または生徒の保護者、3号委員は対象学校の運営に資する活動を行う者、4号委員はその他教育委員会が必要と認める者となっております。

任期は、同規則第9条第1項において1年と規定されており、今回任命させていただく委員の皆様方につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

なお、審議会の委員につきましては、外部の方をお願いする場合、通常「委嘱」としておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の「教育委員会が任命する」という規定に基づき、同規則でも「教育委員会が任命する」と定めております。なお、実際には「委嘱状」という形をお願いしてまいります。

それでは、表に沿って各学校の学校運営協議会委員の人数についてご説明させていただきます。

越ヶ谷小学校 6 名、大沢小学校 6 名、新方小学校 6 名、桜井小学校 5 名、大袋小学校 6 名、荻島小学校 5 名、出羽小学校 6 名、大相模小学校 5 名、増林小学校 6 名、川柳小学校 6 名、南越谷小学校 4 名、東越谷小学校 6 名、大沢北小学校 6 名、大袋北小学校 5 名、蒲生南小学校 3 名、北越谷小学校 5 名、大袋東小学校 6 名、平方小学校 6 名、弥栄小学校 6 名、大間野小学校 5 名、宮本小学校 6 名、西方小学校 5 名、鷺後小学校 5 名、明正小学校 5 名、千間台小学校 6 名、桜井南小学校 5 名、花田小学校 5 名、城ノ上小学校 6 名、蒲生小学校 6 名、中央中学校 5 名、東中学校 6 名、西中学校 5 名、南中学校 5 名、北中学校 6 名、富士中学校 3 名、北陽中学校 5 名、栄進中学校 5 名、光陽中学校 5 名、平方中学校 4 名、武蔵野中学校 5 名、大袋中学校 5 名、新栄中学校 4 名、大相模中学校 5 名、千間台中学校 5 名でございます。

第11議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これは6名以内なので、3名があってもおかしくはないのですけれども、3名のところが2校あるのだけれども、何かこれ補足説明みたいなものはありますか。

指導課長。

小野寺指導課長 特に学校から何か連絡をいただいていることはございませんが、越谷市学校運営協議会規則第7条、委員の任命のところに、協議会の委員は原則として6人以内とし、次に挙げる者のうちから教育委員会が任命するというので、1号委員、2号委員、3号委員とございますので、その中から全てということではなく、選ぶという形になってございまして、さらに人数に関しましても6名以内ということで、何人以上という規定はございませんので、その中で学校が3名という形で進めているところでございます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔「1点だけ確認で」と答える者あり〕

吉田教育長 東委員。

東委員 私、規則の文書を持っていないので分からないのですけれども、例えばすごくバラエティーに富んでいて、それぞれの学校で必要な方なのだなと思って、いろんな方が学校に関わっているなと思ったのですが、42ページの北越谷小学校なののですけれども、学校薬剤師という方が入っていて、この学校薬剤師という方、この小学校の学校薬剤師なののでしょうか。そうすると、どちらかというと内部の人だなと思うので、それも可能なのでしょうかという質問です。そうすると、学校医も運営協議会委員になれるという規定になりますよね。それだけ確認です。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 先ほどもご説明させていただきました規則の中の同じ第7条4号に、その他教育委員会が必要と認める者と規定してございます。こちらの方が学校の薬剤師の方なのか、または以前そうだったのかということは確認はできませんが、元とかということではないので、現在の

可能性が高いところではございますが、そのような形になっております。

従って、第4号に当たる方の例としまして、例えば校長先生を終えて、市内で勤務されている方等で4号の中に当てはまるということで、学校等でお願いしている例などが結構複数ございます。その他教育委員会が必要と認めるものということでの扱いとなっているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 薬剤師について、このところで決定しているのだよね、学校医とか委嘱は。

学校教育部長。

青木学校教育部長 この4号委員さんにつきまして、現在、北越谷小学校の薬剤師を行っているかどうか、私もそこは確認をしていないところですけども、この前、実はこの方とお話をする機会がございまして、北越谷小学校の学区に住んでいる、非常に学校に近いところに住んでいる地域の方というお話でございました。4号委員としまして、先ほどもありましたけれども、教育委員会が認めるという中で、例えば公募委員なんかもここに含まれますし、地域の方で自治会代表だとかそういうことではなくて、何か学校で関わっていきたいという、そういうお考えの方もいらっしゃると思いますので、校長先生と多分コミュニケーションを図りながら、北越谷小の薬剤師としてではなく、地域の一員としてやってみたいという形であったのかなと考えているところでございます。

吉田教育長 よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問がなければですが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第12号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第12号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」でございますが、委員自己の一身上に関する内容が含まれる議案のため、ここで山口委員さんには一時ご退席いただきます。

〔山口委員退室〕

吉田教育長 それでは、第12号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、第12号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の53ページをお開きいただきたいと存じます。

第12号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会につきましては、越谷市立小中学校結核対策検討委員会条例第3条第1項の規定により、委員5人以内で組織するものとされております。

委員の構成は、同条第2項の規定に基づき、1号委員として学校医、2号委員として結核に関し専門的知識を有する医師、3号委員として保健所長となっております。

なお、委員の任期は、同条第4条において2年と規定されており、今回委嘱する委員の皆様につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

表については、選出区分、氏名、選出母体・役職等、任期の順に掲載しております。それでは、順に読み上げさせていただきます。

なお、その際、選出区分、氏名及び任期のうち、新任、再任の別のみ読み上げさせてご説明させていただきます。なお、継承は省略させていただきます。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

1号委員、岡野昌彦、再任。

1号委員、原直、再任。

2号委員、小泉昭、再任。

2号委員、山口文平、再任。

3号委員、原繁、再任。

令和5年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員が令和5年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

第12号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ないようですので、これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

ここで、山口委員に入室いただきます。

〔山口委員入室〕

◎第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第14号議案「越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について」、教育センター所長から説明いたします。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 それでは、第14号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項13ページをご覧ください。

第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について。

越谷市障害児就学支援委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市障害児就学支援委員会委員が令和5年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の15ページをご覧ください。越谷市障害児就学支援委員会につきましては、越谷市障害児就学支援委員会条例第3条第1項の規定により、委員15人以内で組織するものとされております。

委員の構成は、同条第2項の規定に基づき、1号委員として学識経験者、2号委員として医師、3号委員として教育職員、4号委員として児童福祉施設の職員、5号委員として関係行政機関の職員となっております。

なお、委員の任期は、同条例第4条において2年と規定されており、今回、委嘱する委員の皆様につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

名簿は、選出区分、氏名、選出母体・役職等、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきます。なお、その際、氏名及び任期のうち、新任、再任の別のみ読み上げさせていただきます。また、敬称は省略させていただきます。

はじめに、1号委員といたしまして小野里美帆、再任の1名でございます。

次に、2号委員といたしまして、桃木俊郎、再任、長根亜紀子、再任の計2名でございます。

次に、3号委員といたしまして、齋藤紀義、新任、品田英行、新任、松永久美、再任、高橋雅一、再任、鈴木風太郎、再任、小林宣子、再任、太田和樹、新任、菱沼茂、再任、岡本美令、新任、藤村千恵子、新任の計10名でございます。

次に、4号委員といたしまして、毛塚行子、再任の1名でございます。

最後に、5号委員といたしまして、柏木友子、再任の1名でございます。

以上、15名の委員構成でございますが、男性が7名、女性が8名で、女性の比率は約53%となっております。また、新任の方は5名、再任の方は10名でございます。

第14号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

これ全員出席の下に毎回開催されるのですか。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができないという越谷市障害児就学支援委員会条例第6条にのっとり実施しています。私も毎回参加させていただいておりますが、15名中、どうしても来られない事情があるという方がいた時でも、2名欠席というのが本年度の状況ではございました。

以上です。

吉田教育長 10名以上は出ているということですか。

菊池教育センター所長 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 それでは、これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案どおりすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎令和5年度教科用図書の採択事務について

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「令和5年度教科用図書の採択事務について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

小野寺指導課長 それでは、令和5年度教科用図書の採択事務についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の55ページをご覧ください。はじめに、教科用図書採択に係る今後の見通しでございますが、教科用図書は4年ごとの採択となっており、令和5年度につきましては令和6年度から使用する小学校の教科用図書を採択する必要があります。使用年度は、令和6年度から9年度の4か年となります。

次に、採択する令和6年度使用教科用図書につきましては、小学校の13種目及び特別支援学校知的障害者用教科書でございます。教科用図書につきましては、令和4年度検定合格図書の中から採択を実施することとなりますが、現時点で発行者等は明らかにされておりません。4月半ばに発行される教科書目録で示される予定でございます。

これらの情報から、令和5年度教科用図書の採択事務の進め方をご提案させていただきます。

選定委員につきましては、その任務から1号委員2名、2号委員1名、3号委員13名の委嘱または任命を予定しております。

続きまして、56ページをご覧ください。調査部会につきましては、13部会を設置し、小学校13種

目及び特別支援学校知的障害者用教科書の調査研究を行い、調査報告書を作成いたします。

最後に、予定でございますが、4月の定例教育委員会会議にて選定委員の委嘱または任命について議案として提出させていただきます。議決後、5月上旬に第1回選定委員会及び第1回調査委員会を開催いたします。その後、6月末頃を目安に、調査部会が調査資料をまとめてまいります。また、教科書展示会を利用して、学校による調査及び市民のアンケートを実施いたします。その後、7月中旬にかけて選定委員会を開催し、選定資料を作成してまいります。

教育委員の皆様につきましては、5月上旬以降に教科用図書の見本本をお届けいたしますので、調査研究をお願いいたします。また、6月下旬には教科書展示会の視察をお願いいたします。

7月中旬には選定資料がまとまりますので、7月の定例教育委員会会議において採択の議案を提出いたします。ただし、採択する種目数が多いため、7月の定例教育委員会会議に加えて、8月にも臨時の教育委員会会議を開催していただく必要が生じてくると考えております。採択に係る教育委員会会議につきましては、教育総務課と連携を図り、適正かつ公正な採択事務を実施できるよう調整してまいります。

令和5年度教科用図書の採択事務についてのご説明は、以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 では、選定委員会の委員について質問させていただきたいのですけれども、まず1号委員、学校に在籍する児童または生徒の保護者2名とあるのですけれども、これは2名で十分なのでしょうか。なぜ2名なのか。私は何か少し少ないのかなという気がいたしました。

それと、2号委員の教科書用図書の採択について見識を有するものというのは少し分かりづらいのですが、具体的にどのような方なのかをお教えいただきたいと思います。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 まず、1号委員の人数につきましては、近隣の教科書採択の状況も確認しながら、市としては2名というふうに定めているところでございます。また、2号委員につきましては、教科用図書の採択に知識を有する者ということになりますので、例えば教職の経験がある方であったりとか、あと大学で教鞭を執られている先生方だったりということで、教育に関わる指導経験があったりとか、そのような方をお願いしているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 選定委員で何名でしたっけ、何名ぐらい予定されているのですか。

小野寺指導課長 全てで16名でございます。

吉田教育長 16名中、2名が保護者。

小野寺指導課長 2名が、はい。

吉田教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 今、デジタル教科書が普及しているということで、先ほど見本本というふうに示されたわけですが、多分選定する際に、本の部分だけではなくて、デジタル部分というものの活用というのも当然やはり一つの基準になってくると思うのですが、その辺というのはどんなふうにご覧の中で見ていくのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 私ども教育委員会でもデジタル教科書の扱いについて、選定の中でどのように取り扱うかということで大変関心がありまして、昨年12月2日に県教育委員会のほうに問合せをしたところ、今現在何も動きがないというご回答でしたが、その後、12月23日付で、事務連絡で文部科学省のほうから令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に関する参加希望調査等についてという通知が出ております。

その中に記載がございますが、デジタル教科書について紙の教科書との併用を前提としておりということで、令和5年度以降の教科書採択についても従前どおり紙の教科書を調査し、採択するものであり、採択された発行所のデジタル教科書を提供することとなりますというのがございます。それを受けまして、また県のほうで何か市に通知等があるかということをもう一度確認したところですが、今のところここまでしか情報がないということになってございます。デジタル教科書等の提供があった場合には、それを選定できるような、環境については教育センターも連携しながら準備しているところがございますが、今のところは紙の教科書で選定という形で計画しておりますが、準備だけは整えているという状況でございます。

今後、またその提供がどのような形になるかとか、教科書限定で来ることも予想されますので、そこも少し注視しながら対応していきたいというふうにご覧の中でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

東委員。

東委員 丁寧にあつたありがとうございました。本当に関心のあるところで、紙だけではなく、デジタル版のほうの使いやすさとかで選ぶので、大分やはり学び方変わってくると思うのです。だから今進捗状況を見ながら進めていただいているということで、大変安心いたしました。ありがとうございます。

吉田教育長 次いで、QRコードについて、前回は参考程度ということで留め置いたのだけれども、今回、どういう扱いになっていますか。

指導課長。

小野寺指導課長 まだ今、その情報もないのですが、ただ情報資料というのはどんどん更新がで

きる内容になってございますので、教科用図書というのは発行されて、子どもたちが4年間使いますので、データが1年、2年、3年となっていく中、その資料等もどのように更新されるかというところも併せて注視しているところでございます。

ちなみに、本市では、小学校を3、4年生用に「わたしたちの越谷」ということで社会科の教材を作っているのですが、それは毎年、編集委員が年間8回ほど集まりまして、最新の情報を更新しながら子どもたちに提供しているという状況でございます。QRコードについても、どのような新しい情報の更新等があるかというのを併せて、またはQRコードの数や情報が増えていくところにもつながると思いますので、そこも併せて検討の一つの視点としていきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

吉田教育長 QRコードとかデジタル教科書等については、引き続き国、県と連絡調整をお願いします。

他にございますでしょうか。

ちなみに、教科書、4年もたつと加除修正があると思うのですが、どのぐらいあるものなのか、少し言いづらいかもしれないけれども、分かる範囲でいいですから。

指導課長。

小野寺指導課長 私自身も教鞭を執っているときに、子どもたちと一緒に見つけるときもございしますが、やはり様々なデータとか誤植がございますので、それをその都度、教科書会社に伝えるところでございます。なので、数がどれぐらいというのは、今把握はしていないところなのですが、そのような状況がありますけれども、修正が入ってという形になっていくかと思えます。

吉田教育長 一度使っているからって、そのままというわけにもいかなくて、加除修正加えられたりしているところがあるので、4年に1度採択ということがあるのだらうと思いますので、その辺よろしく願いをいたします。

他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 調査部会については、市立小中学校の教員3から7名とあるのですけれども、この方たちというのはどのような形で選ばれますか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 こちらについては、教育委員会で様々な教育活動を進める際に、研究または指導者として取り組んでいる方々、その教科等を研究したり、または研究授業等の実践がある方などを捉えまして、校長の確認を取りながら、本人の了解を得て進めているところでございます。やはり教科書採択の選定となりますので、様々な今の業務等で気をつけなくてはいけない点の確認事項などもございますので、そこを確認した上で、お願いしているというところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 各教科の研究や実践をなさっている、いわゆるプロパーの方、専門家の方を選ぶということですか。

小野寺指導課長 はい。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 教科書採択というのは、非常にお金が動くものですから、国も非常に慎重にしている。したがって、例えば教科書会社の編集に携わっているような人は、ここには不適合というようなこともありますので、誰でも手を挙げて、ではというわけにはいかないということですかね。他にございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎その他

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和5年3月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、令和5年3月定例市議会の概要につきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の57ページ及び58ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、2月24日から3月16日までの21日間にわたりまして、3月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、59ページ上段をご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市立体育館条例及び越谷市立屋外体育施設条例の一部を改正する条例制定について」ほか3件が上程され、全て議案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、3月2日及び3日の計2日間にわたりまして、市政に対する代表質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の59ページ中段から60ページ上段のとおり、6人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

令和5年度当初予算に関する議案につきましては、予算決算常任委員会分科会にて、3月7日から10日までの計4日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。

また、3月9日に開かれました子ども・教育常任委員会における質問事項は、会議要項の60ページ中段のとおりでございます。質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます

令和5年3月定例市議会についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

続きまして、「越谷市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定及び越谷市人権施策実施計画の策定について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、越谷市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定及び越谷市人権施策実施計画の策定につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の別冊3、越谷市部落差別を解消するための同和教育の基本方針をご覧ください。はじめに、こちらの基本方針につきましては、改定にあたっての経過からご説明いたします。本市では、平成15年に越谷市同和行政の基本方針を、平成16年に同和教育の基本方針を策定し、人権教育及び啓発に係る施策を推進してまいりました。

この同和行政・同和教育の基本方針につきましては、埼玉12市町が取り組んでいく同和行政、同和教育の方向性を定めたもので、方針の中で謳われている基本的な考え方は、埼玉12市町の統一した考え方です。また、策定期間も埼玉12市町で統一しております。

その後の両基本方針の改定の流れにつきましては、社会情勢が変化したこと、総合振興計画の見直し時期と内容の整合を図る必要があることから、策定から約10年が経過した平成25年4月に、そして同和行政の根拠法となる部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年12月に施行されたことなどを踏まえ、平成30年4月に両基本方針を改定してまいりました。

このたびの改定は、令和4年7月に埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されたこと、また改定から5年が経過し、その間に生じた社会情勢の変化を踏まえる必要があることから、両方針を同時に改定することとなったものでございます。

改定の内容につきまして、まず表題を「越谷市同和教育の基本方針」から「越谷市部落差別を解消するための同和教育の基本方針」に変更しております。また、文中の「同和問題」という文言を「部落差別」に修正しており、これは法律及び埼玉県条例において「部落差別」という文言が使用されたことを受けたものでございます。さらに、令和4年7月に施行された埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例や、令和3年に埼玉県が実施した人権に関する意識調査の結果などについて追記し、その他は軽易な文言整理を行っております。

同和教育の基本方針自体が、同和行政の基本方針に基づき策定されておりますので、今回の改定にあたりましても同和行政の基本方針の改定内容を踏まえ、生涯学習課及び指導課を中心に関係各課と協議を図り、文言整理を中心に改定したもので、今後も人権教育の重要な柱として同和

教育を位置づけ、差別意識の解消に向けた教育、啓発を推進してまいります。なお、「同和行政の基本方針」につきましても、今回の改定で「越谷市部落差別を解消するための行政の基本方針」と名称を変更しております。

具体的な改正内容につきましては、恐れ入りますが、お手元の資料、新旧対照表の4ページ以降をご参照いただきたいと思います。なお、網かけで表記された部分に変更した箇所がございます。

続きまして、越谷市人権施策実施計画の策定につきましてご説明いたします。こちらは恐れ入りますが、別冊の4、越谷市人権施策実施計画をご覧ください。この実施計画は、このたび改定する越谷市部落差別を解消するための行政・同和教育の基本方針に基づいた施策を実施していくために、具体的な事業について定めた計画でございます。前回、平成30年3月に5年間の計画として策定したものが、令和4年度をもって計画期間が終了することから、新たに令和5年度から9年度までの5年間の計画期間として取りまとめたものでございます。

事業数といたしましては、学校教育・社会教育事業として15事業、啓発・研修事業として40事業、自立支援・交流促進、環境改善事業として6事業、合計61の事業を計画しております。前回の計画に比べますと1事業増加しており、その61の事業のうち、埼玉12市町の共同事業が28事業含まれております。なお、増加した事業は、埼玉12市町の共同事業として実施する、2啓発の推進（1）啓発事業の中の㊸不動産業者に対する人権啓発事業でございます。

併せて、埼玉県条例の周知・啓発事業の追記、講演会や研修会の見直しなどを行っておりますので、具体的な事業内容等につきましては、大変恐れ入りますが、現在ご覧いただいております資料をご参照いただければと存じます。

なお、同和教育の基本方針及びこの実施計画につきましては、関係各課はもとより、埼玉12市町においても十分に協議した上で、さらに本市市長が議長を務め、部長級を委員とする越谷市人権施策推進会議において協議し、承認を得たものでございます。

今後、学校教育、社会教育ともに、同和教育の基本方針及びこれに基づいた人権施策実施計画に基づき同和教育を推進してまいります。

越谷市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定及び越谷市人権施策実施計画の策定についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

続きまして、「今後の水泳授業の在り方の検討について」、学校管理課長から説明いたします。
学校管理課長。

五十嵐学校管理課長 それでは、今後の水泳授業の在り方の検討についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の61ページをご覧ください。まず、本市の水泳授業の現状と課題につきましてご説明させていただきます。水泳授業は、例年6月上旬から7月下旬にかけて実施しておりますが、天候や気温などの状態により計画的な実施等が難しい状況でございます。また、水質管理に係る負担や監視者の確保に加え、プール施設の維持管理や改修に要する経費も課題となっております。

このような課題等に対応するため、令和7年度を目途に、本市において水泳授業の在り方について、関係者との協議を通じ、検討を進めることといたしました。また、検討にあたってのモデル事業として、大袋小学校で令和6年度に民営プール活用による事業を試行することを考えております。

ページ下段にございますが、県内においても民営プール活用をはじめ、水泳授業に関する新たな取組を進めている自治体が増えてきております。詳細につきましては、資料をご参照ください。

続きまして、62ページをご覧ください。大袋小学校のプールにつきましては、1月定例教育委員会会議で教育行政方針をご審議いただく際、予算調整の結果、プール改築工事に係る記述を削除する旨、ご報告させていただきました。

当初は、土地区画整理事業に伴い、移設を行い、令和5年度の水泳授業終了後に解体し、その後、新たなプールを建設する予定でしたが、モデル事業を進めるに当たり、プールの新設は見送ることといたしました。令和6年度から始める予定のモデル事業につきましては、安全安心で、子どもたちのためによりよい水泳授業を提供できるよう、学校や事業者、児童、保護者と調整を進めたいと考えております。

続きまして、63ページをご覧ください。参考として、西大袋土地区画整理事業における大袋小学校の位置を示しております。ページ下段の図面にございますが、土地区画整理事業に伴い、点線部分が新たな道路用地となるため、着色部分の施設を撤去するとともに、北西側に敷地を拡張するものでございます。

冒頭にも申し上げましたが、今後の水泳授業の在り方については、令和7年度を目途に検討したいと考えておりますので、今後、その進捗状況も含めまして、適宜ご報告をさせていただきます。

今後の水泳授業の在り方の検討についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 確認ですが、63ページの下の方で点線で囲ってあるところが少しくの字に曲がっているところがある、ここにかかっているのがプールですか。

学校管理課長。

五十嵐学校管理課長 おっしゃるとおりでございます。そのくの字のところの四角い絵で表されているところが、現状のプールの位置でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 令和6年度のモデル事業の民営プールの活用による授業というのは、指導はこれまでのように教員が行う予定でしょうか。また、移動手段はどうなりますでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 お答えいたします。

まず、指導なのですが、これから契約を交わした後に、民間業者と確認をしていく形になりますが、今のところ業者のほうの指導者の方に指導していただき、そこに教員もサポートが入ったり、場合によってはプールの上から子どもたちの運動の状況を評価する形で対応していくということを詰めていくことができるかなと思っています。ただ、移動手段につきましては、やはり距離的な問題を考えますと、バスの利用を見込んだ上で今検討しているところでございます。

以上でございます。

荒木委員 ありがとうございます。

吉田教育長 他にございませんでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 今に関連してなのですけれども、もう既に民営プールを活用している市町村があるというふうに出ておりましたけれども、こちらではやはりバスで移動するところが多いのですか。あるいは、近くにあるから大丈夫だということなののでしょうか。

吉田教育長 学校管理課長。

五十嵐学校管理課長 今回、資料でおつけした他市の取組状況…

野口教育長職務代理者 分からなければ結構なのですけれども。

五十嵐学校管理課長 確認する上で電話聞き取りを行ったのですけれども、移動手段について細かくは確認しておりませんが、今申し上げたような業者さんのバスの利用であったり、別途バス業者と契約を結んで移動させたり、場合によっては近くにあれば徒歩で移動というものもあるというふうには伺っております。

以上でございます。

吉田教育長 指導課長、補足ありますか。

指導課長。

小野寺指導課長 今現在、小中一貫校とか義務教育学校等の動きが、本市のみならず他市でもあるかと思えます。数年前には、本当に公営プールの真横に小中一貫校が、義務教育学校だったかと思えますが、設置する場合には、もう明らかにそこはもう隣がプールになっておりますので、徒歩というケースも同じかと思えます。今、学校管理課長が申し上げたように、やはり移動時間と、安全面を考えた上で、徒歩であったり、バスであったりということが検討されているかと思

います。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 本市の水泳授業の現状と課題というところで、地球温暖化のようなこととか、あとは教員等の仕事の負担の軽減みたいなところも書かれていて、なお今回、大袋小学校でも新たなプールの建設は見送るというところを見ますと、恐らく経費等の負担軽減というところもあるのかなというふうに感じているところです。

一方、埼玉県内の水泳授業に関する取組で、今回は、本市の場合は民営プールの活用というところで、恐らくモデル事業を行うと思うのですけれども、ここにも書いてありますように、62ページにありますように、例えば移動時間の確保で2単位時間続けて水泳指導を行うというところ、現場の先生方なので分かるかと思いますが、やはりまとめて2単位時間使うということは、ここに書いてある、本来ならば10時間使うところを2単位でやるということは、5回しか水泳の実際の練習はできないということになりますと、水泳も、他のスポーツもそうなのですけれども、集中的に長い時間やるよりは、回数を重ねたほうが、やはり子どもたちはうまくなると思うのです。

それで、もちろん水泳のインストラクターに教わったほうが、技能の面では向上はすると思うのですけれども、やはり教育の効果の面から考えますと、そもそも今は主体的、協働的な学びということを考えますと、ここで民間のスイミングスクールを活用したときに、それが実現できるのも可能なかなというところ、あとは技能の習得はもちろんなのですけれども、例えば思考判断とか、その辺のところ子どもたちが課題を見つけて解決するとか、そういうところというのは、やはり削られてくると思うのです。なので、その辺のところも、このモデル事業を通して検証をしていただきたいなというふう感じたところでございます。

以上です。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 ありがとうございます。

まず、授業時数なのですが、学習指導要領のほうで何時間というふうに定めているものではございませんので、おおよそ基本的には8時間から10時間程度を目安に計画をして、天候、今の時期は熱中症の気温の関係も含めまして、その中で7時間できた、8時間できた、簡単に言うと学年によって、またクラスによって差ができる状況ですが、そのような計画で進めさせていただいております。

先ほどありました今の想定している業者さんについては、大体片道10分程度で到着することを想定しておりますので、往復で20分ということと考えております。もともと水泳授業といえますのは、他の教科に比べまして着替えとか準備運動、整理運動、あと安全確認ということで、実働

時間といますか、活動時間がなかなか確保できないというところもございますので、そこを考
えつつ、また今、ご心配いただきました移動時間につきましては、予備の補助時数、標準時数に
対して予備の時数なんかもございますので、併せ持って、他教科との関連も併せて年間計画を業
者さんとも確認しながらつくっていくという形で進めてまいりたいと思います。

先ほど言いましたスイミングの先生だと技術指導が中心になってというところもございますが、
学習指導要領、小学校に関しましては低学年は水遊び、中学年が水泳運動、高学年も水泳運動、
中学から水泳という形になってございますので、やはりそこは補助としての教員と業者としま
り連絡調整をしながら、ただ情報をいただくだけではなくて、教育的な方策を講じながら事業展
開してまいります。インストラクターの方と連携を取りながら、どのように子どもたちと技能面
以外の部分を伸ばしていけるかというのを検討しながら、よりよい授業に持っていくことができ
ればなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 いずれにしても、検証をしっかりやっていただかないといけないかなと思います。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 なければ、今出されたことを踏まえて進めてください。

続きまして、「令和4年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」、学務課長
から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、令和4年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてご報
告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の66ページをご覧ください。令和4年度に休職処分となった人数で
すが、小学校7名、中学校1名、合計8名で、昨年度より2名減少しております。この中には、
令和4年4月1日以前から引き続き休職処分となった者が4名含まれております。

なお、休職処分となった原因は、一般疾病が1名、精神疾患7名でございます。年代別に見ま
すと、30代と50代が多い傾向が示されております。

令和4年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてのご報告は以上でございま
す。

吉田教育長 ここ数年のこの時点での精神疾患での休職の人数というのは分かりますか。

学務課長。

磯山学務課長 ここ数年は、大体同程度の状況でございます。一時期増えたときはありましたが、
現在落ち着いていると。大体この程度で落ち着いているという状況です。詳しく数を申し上げた

ほうがよろしいでしょうか。

吉田教育長 お願いします。

磯山学務課長 令和2年度が9名、令和3年度9名、令和4年度が8名ということになっております。

吉田教育長 これはどの時点で切るかによって、その人数が変わったりするのですよね。

磯山学務課長 はい。

吉田教育長 あくまでもこれは2月時点でということですかね。

ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 2点教えていただきたいのですけれども、まず全てなのですけれども、精神と一般となっているのですけれども、この一般というのは、具体的にどのような状況での分限休職処分なのかということと、あとは各小中高の全体の教員数を教えていただきたいのですけれども。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 一般疾病につきましては、身体的な怪我や病気ということでございます。なお、教職員数につきましては、小学校、約970名、中学校が550名、合わせて約1,500名の状況でございます。従って、令和4年度、計8名ですので、全体の割合でいきますと0.5%という形になります。

以上でございます。

渡辺委員 そうしますと、大体全国平均ぐらいですか。

磯山学務課長 そうですね。

渡辺委員 はい、ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

続きまして、「小中一貫校整備に向けた取組と今後の予定について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、小中一貫校整備に向けた取組と今後の予定につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項67ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年9月定例教育委員会会議におきまして、小中一貫校整備に係る特定事業の契約議案が否決されましたことを報告させていただきましたが、本資料は、その後の取組や今後のスケジュールにつきましてまとめたものでございます。時系列に細かい内容も記載しておりますが、主なものにつきましてご説明させていただきます。

まず、昨年の10月になりますが、小中一貫校3学園構想の対象校長に対し、市議会の結果報告などを行うとともに、学校教育部、市長部局の行財政部、総合政策部、総務部、建設部の各部長による庁内組織を立ち上げ、整備事業の今後の方針等について協議を行いました。

11月には庁内組織で検討、協議を重ねてきた方針等につきまして、市議会議員や蒲生小、蒲生南小、川柳小、明正小の保護者の方々、対象校の地域住民の方々などに対し説明を行ったほか、翌12月には、新たな委員で構成されました第1回PFI事業者選定審査会を開催するとともに、同月23日に入札公告（再公告）となりますが、入札関係書類一式を公表させていただいたところでございます。

令和5年1月早々、入札説明書等の説明会、現地見学会を事業者向けに行い、また事業者からの質問等に受け答えする個別対話を行うなど、当該事業に関心のある事業者への対応を行ってまいりました。さらに、2月28日には、旧蒲生小学校校舎解体工事が完了いたしました。そして、本日を含め今週は、関心ある事業者から参加表明書、入札参加資格審査書類を提出していただく期間となっております。

今後につきましては、本資料でございますように、事務局職員による書類等の確認を行うとともに、選定審査会委員の審査結果に基づき事業者を決定、令和5年9月定例市議会に改めて特定事業の事業締結議案の上程を行っていく予定でございます。

続きまして、68ページをご覧ください。整備スケジュールでございますが、(仮称)蒲生学園、(仮称)川柳学園の開校を令和9年4月に延期しましたことから、全体スケジュールも1年遅れとなっております。したがって、(仮称)蒲生学園につきましては、校舎等を建設する第1期工事の完了が令和8年7月末、供用開始を同年8月下旬に予定し、校庭等を整備する第2期工事の完了は、開校前の令和9年3月末を予定しております。

また、(仮称)川柳学園につきましては、工事期間を令和8年2月末までとし、高学年棟の供用開始時期につきましては、同年4月を予定しております。なお、(仮称)川柳学園の供用開始時期が令和8年4月となっておりますが、同一敷地内の南中学校が移転しておりませんので、移転後に(仮称)川柳中学校を開校し、令和9年4月に(仮称)明正学園を含めた小中一貫校3学園を開校する予定でございます。

雑駁な説明で大変恐縮ではございますが、ご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 ご説明ありがとうございました。

67ページのこれまでの取組を見させていただくと、大変丁寧にやられているなというふうに思いました。特に昨年度、否決されたときにご指摘いただいた部分については、当然でしょうけれども、そこは見直しを図っているということによろしいでしょうか。

あと、もう一点は、今お話があった川柳学園の供用開始ですけれども、学園の開校は令和9年4月1日で、令和8年4月1日に供用開始となっているけれども、南中との関係でまだ1年間は開校とならないという理解でよろしいでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 まず、議会のほうからご指摘いただきました件につきましては、いわゆる条例上は審査員が5名まで可能なところが、3名しかいなかったというところにつきましては、今回5名ということで条例いっぱい的人数で選定審査会を行うということになっております。

また、いわゆる性能評価と価格評価の割合が8対2となっていたところにつきましても、7対3として進めているところでございます。ですので、ご指摘いただいているものについては、その部分を検討し、進めているところでございます。

また、川柳学園につきましては、いわゆる開校より1年前に高学年校舎を供用開始とする部分ではございますが、いわゆる南中学校は蒲生小学校のところに移転するのが令和9年3月ということになりますので、供用開始は1年早く供用開始になりますが、南中学校と1年間は一緒の敷地内で生活をすると、そういう形になっておるところでございます。

野口教育長職務代理者 では、使うことは使うのですね。

磯山学務課長 使います。

野口教育長職務代理者 分かりました。

磯山学務課長 要は、南中学校が蒲生学園のほうに移転することは可能なのですけれども、ただし校庭が整備されていない関係から部活動とか外でのものが全くできない状況にありますので、南中学校はそのまま敷地内で残り、蒲生小学校は令和8年の2学期から供用開始することによって、校庭はないのですけれども、その代わり中学校の大きな体育館と小学校の体育館、両方体育館を使うことができるということで、体育に支障がないという状況を確認して、令和9年4月の開校を迎えるという状況から、1年間は南中学校と川柳小学校の高学年校舎は、その敷地で一緒に学習していくという形になります。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

野口教育長職務代理者 はい、ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

続きまして、「令和4年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和4年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は、関連があるため一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

小野寺指導課長 それでは、令和4年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び越谷市いじめ防止対策委員会についてご報告いたします。なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の69ページをご覧ください。初めに、越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、本連絡協議会は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処に係る機関及び団体の連携を図るために設置されたものです。

第2回の本連絡協議会は、令和5年1月20日（金）14時から越谷市役所第2庁舎3階教育委員会室にて、委員11名中、9名の出席と1名の代理出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開でしたが、傍聴者はいませんでした。

本会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに、事務局から市教委主管のいじめ防止等に係る取組について報告を行いました。

続いて、本連絡協議会の趣旨に基づき、いじめ防止等に関わる関係機関及び団体間の連携を図り、情報を共有することをねらいとし、参加団体からの具体的な取組を発表していただき、それを踏まえた協議を行いました。今回は、小学校及び中学校の校長会選出の委員より、それぞれの所属校における取組について発表を行い、その発表を受けて協議を行いました。

詳細については、恐れ入りますが、7議事等の概要以降をご参照いただきたいと思います。

続きまして、会議要項の75ページをご覧ください。越谷市いじめ防止対策委員会についてですが、本委員会は児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うために設置されたものです。

なお、本委員会は、「いじめによる心身への重大な被害など重大事態が発生し、教育委員会が当該事案に係る調査を行う場合においては、いじめ防止対策委員会が調査を担うこと」、「いじめ問題対策連絡協議会の開催後に委員会を開催し、連絡協議会における協議内容等を踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について、具体的に協議できるよう配慮するものであること」という役割や特徴があることを補足いたします。

第2回の本委員会は、令和5年1月30日（月）13時30分から越谷市役所第2庁舎3階教育委員会室にて、委員5名の出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開でしたが、傍聴者はいませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに事務局から、市教委主幹のいじめ防止等に係る取組と、市のいじめ等の状況について報告を行いました。委員の皆様から、今後に向けた貴重なご意見をいただきました。

詳細については、恐れ入りますが、6議事等の概要以降をご参照いただきたいと思います。

ご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 70ページの越谷市立中学校スマホ・ケータイを幸せに使うための共有ルールにつきまして、これは生徒たちが自分たちでつくったルールということで非常によいと思っております、さらに年々所持率や使い方、生活環境も変化していることから、そのときに課題となっている点を考慮し、定期的に改定する予定という点、また今年度は小学校版スマホ・ケータイを幸せに使うための共有ルールが完成ということ、とてもよいと思っております。

69ページから76ページの越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてと越谷市いじめ防止対策委員会について、全体を拝見して大変ありがたいと思えました。子どもの頃の心の有り様は、その後の人生に大きく影響を及ぼすと思しますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えました。

以上です。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 スマホ・ケータイを幸せに使うための共有ルールでございますが、中学校の生徒会連合会のほうでボトムアップという形で、自分たちでルールを決めて、市内全ての中学校の子どもたちに配布して取り組んでまいりました。やはり小学校の校長からも所持率が年々本当に(年齢が)下がっているということでお困りの声があったり、学校独自の同じような決め事決めて、保護者と子どもたちと連携している小学校もございました。

そこで、せっかく中学校でこのような取組をしておりますので、今年度1年間をかねまして中学校連合会と、小学校は代表委員の子どもたちが中心だと思いますが、参加していただきまして作成し、来年度配布して、活用してまいりたいと考えております。なかなかご家庭でも取扱いに苦慮されている保護者の方の声もありますので、このような基本となる形をよく確認しながら進めていきたいと考えております。

また、啓発リーフレットを定期的に年2回ほど発出していますが、ここにも状況を説明して、最後にスマホ・ケータイのルールに立ち返るというふうな周知または指導も子どもたちと保護者にしておりますので、これを生かしながら進めていきたいと考えております。

また、これに限らず、いじめの対応について、ネット上のトラブルから学校に、学校のトラブルの延長のやり取りをネット上でという絡みがございますので、そこのところもまた気をつけて、学校と教育委員会、そして保護者と子どもたちと連携取りながら進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

吉田教育長 このいじめ問題対策連絡協議会については、若干、今までずっと教育委員会を中心に報告をしてきたのだけれども、本来の趣旨が、お互いの連携強化ということにあるので、他の部局、要するに来年は関係する市長部局の報告が中心になってくるというふう聞いています。

けれども、その辺どうですか。

指導課長。

小野寺指導課長 今教育長からございましたように、教育委員会のいじめの防止に関する取組の新たなものを加えながら説明したことに対しまして、関係機関との関連について感想を寄せていただいたり、また自分たちの関係機関では、このように連携することができますよというような流れでこれまで進めてまいりましたが、今後は子ども家庭部だったり、市長部局であったり、法務局、警察の取組についてクローズアップさせたところに、他の関係機関がどのように連携できるかということ順番に2つの部局等を取り上げて、年間2回進めていくということ順番に進めていって、その視点から子どもたちのいじめを防ぐということに何ができるかということを検証していきたいと考えております。

来年度は第2回目となりますので、庁内市長部局を中心に進めて、その進め方も併せて確認しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 委員会の取組とか学校の取組を併せて載せていくということですよ。

指導課長。

小野寺指導課長 今年度もトラブル相談ホットラインということで、様々なご家庭の環境があるので、合わせた取組ということも取り組んでまいりました。今ありましたように、教育委員会としての新たな取組ももちろん内容として入れまして、担当課からもご報告いただいて協議していくという形で進めてまいりたいと思います。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 いじめ問題対策連絡協議会の議事録の71ページなのですが、暴力行為の発生件数について、中学校は少なくなっているのですが、小学校においては53件、昨年に比べると増えているということなのですが、この辺は何か思い当たる要因というのがございますでしょうか。あとは、暴力行為というのは、具体的に子ども同士なのか、例えば対先生なのかとか、分かる範囲で教えていただければと思います。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 近年、コロナ禍で臨時休業とか分散登校していた関係で、いわゆる簡単に言うと学校の教育活動を行っていなかったから、子どもたちの接点がなかったことから、急激に増えた実態がございましたが、これは昨年度、今年度に関しまして授業を行っておりますので、そのような理由ではなく、増えているという状況でございます。

実際には、今、子どもたち同士の交流の中でトラブルが起きているという現状がほとんどでございます。そちらに関しましては、本当にいじめの芽もいじめだと捉えて教員のほうは認知して

おりますし、またちょっとした小競り合いといえますか、接触したもの等も併せて、そこから展開したものも併せて確認をしているというところでございます。今、どのような要因があるかという分析までは、まだしっかり届いておりませんが、引き続きその部分を確認しながら、市長部局の結果も踏まえて検討して進めてまいりたいと思います。

以上です。

吉田教育長 いじめ、小学校での暴力件数の増加については、校長会を通して、こういう状況なので、きちんと指導してくださいというようなことのお願いはしているのですが、教育委員会としても危惧しているところなのですが、それとは別に、今、指導課長が言ったように、いじめの認知件数も増加しているのです。このいじめの認知件数については、むしろ歓迎しているところもあります、増加しているということです。

それは、より細かくそういう案件について教員が分析して見ているということの成果だというふうな前向きに捉えて、国や県のほうについても、認知件数が上昇することが、逆に問題が多くなっているというふうな捉え方をしないで、むしろいじめをより早い段階で見つけた件数というふうに捉えている、積極的に捉えて見ていると。そういう意識が教員の側にも定着しているのは、ちょっとしたトラブル、これも暴力件数に上げてきたということの一つの表れというふうにも捉えております。そればかりではないかもしれないので、引き続き注意深く見るように併せて指導しているところです。ということでもいいのですか。

指導課長。

小野寺指導課長 71ページにも記載がございますが、今ありましたように暴力行為の増加の顕著な理由としては、いじめの積極的な認知と併せて、それに伴う暴力行為というものに関しても、言葉であったり、口頭であったり、場合によっては無視する態度であったりということも教職員は、アンテナを高くして捉えて、いじめとすぐに認知をして対応して解消していきましようという形になっておりますので、そのような傾向でこのような形になっていることも、それだけではないと思いますが、あるかとは考えております。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 なければ、以上を踏まえて進めてください。

続きまして、「都築家糶屋蔵」の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、「都築家糶屋蔵」の国登録有形文化財（建造物）の登録に関しまして、情報提供をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項17ページをご覧ください。過日、新聞等で報道がありま

した「都築家糶屋蔵」の国登録有形文化財（建造物）の登録について、登録にあたり文化庁との調整を行いました埼玉県教育委員会から、文化庁の報道発表の概要が送付されました。

まず、1文化庁の報道発表の概要でございますが、国の文化審議会は、令和5年3月17日（金）開催の同審議会文化財分科会の審議、議決を経て越ヶ谷本町に所在する「都築家糶屋蔵」を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申しました。

この結果、「都築家糶屋蔵」は、国の官報告示を経て、正式に国の登録有形文化財（建造物）となる予定であると報道発表されたところでございます。

次に、2都築家糶屋蔵の概要でございますが、1所在の場所、2主な特徴・評価、3建築年代及び登録基準につきまして、資料をご参照いただきたいと思います。

次に、18ページをご覧ください。国の登録有形文化財建造物の概要ですが、1登録数は、令和5年3月1日現在、全国で1万3,637件、うち埼玉県内では203件となっております。越谷市内では、平成27年11月に木下半助商店の4件、平成31年3月に旧大野家住宅の2件、令和3年10月に大間野町旧中村家住宅の6件が登録されており、都築家糶屋蔵が新規登録されますと、市内の登録有形文化財（建造物）は13件となる見込みでございます。

続いて、2登録基準でございますが、文化財保護法に基づき、建築後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象となります。

なお、「都築家糶屋蔵」は、②造形の規範となっているものに該当いたします。

なお、本市におきます市民への周知につきましては、広報こしがや4月号を予定しております。

「都築家糶屋蔵」の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

この登録有形文化財については、カフェ等で利用されているところもありますので、ぜひご活用いただければと考えております。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、4月27日（木）午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたします。よろしく願いいたします。

ここで、傍聴人の方をお願い申し上げます。ここからは秘密会といたしますので、ご退席いただきますようお願いいたします。

◎休憩の宣告

吉田教育長 秘密会に入ります前に、少し長くなりましたので、5分間休憩を取らせていただきます。よろしいですか。

5分間休憩とさせていただきますので、5時5分から再開をさせていただきます。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時05分

◎開議の宣告

吉田教育長 休憩前に引き続き会議を始めます。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 5時38分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

東 宏 行

書 記

教育総務課調整幹

鈴木理香